

**江東区障害者(児)施設
指定管理者(候補者)の推薦について**

令和7年8月

**江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
(障害福祉部所管施設専門部会)**

目 次

I	施設及び指定管理者（候補者）概要	・ ・ ・ ・ ・	P 1
II	選定方法	・ ・ ・ ・ ・	P 4
III—1	第二あすなろ作業所選定結果	・ ・ ・ ・ ・	P 6
III—2	亀戸福祉園選定結果	・ ・ ・ ・ ・	P 1 3
III—3	あすなろ作業所選定結果	・ ・ ・ ・ ・	P 2 0
III—4	リバーハウス東砂選定結果	・ ・ ・ ・ ・	P 2 7
III—5	こども発達センター選定結果	・ ・ ・ ・ ・	P 3 4
IV	外部有識者意見	・ ・ ・ ・ ・	P 4 1

《 参考資料 》

事業計画書（抜粋）、収支計画書（総括表）、定款

I 施設及び指定管理者(候補者)概要

No.	項目		1
			江東区第二あすなろ作業所
1	施設概要	サービス種別	生活介護、就労継続支援B型、特定相談支援事業
		所在地	江東区毛利2-1-14
		敷地面積	1,773.8㎡
		延床面積	1,144.5㎡
		構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建て
		開設年月日	昭和63年4月1日
2	指定管理者候補者の概要	名称	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
		所在地	新宿区西新宿7-8-10 オークラヤビル2階
		設立	昭和47年3月
		事業内容	障害者支援施設の経営、知的障害者の更生相談に応ずる事業の経営、障害福祉サービス事業の経営、地域活動支援センターの経営、特定相談支援事業の経営、障害児相談支援事業の経営等
		江東区での実績	公設民営障害者通所支援施設の運営(東砂福祉園、第二あすなろ作業所) 城東地域生活支援センター、江東通勤寮、連携型江東の運営
		プロフィール	昭和36年10月、東京都内各地域に発足した親の会の連合体として創設され、昭和37年9月に社団法人となり、昭和47年3月に社会福祉法人としての認可を受ける。都内全域で事業を行っている。
3	指定期間		令和8年4月1日～令和13年3月31日
4	審査結果	合計点 ※合計配点730点	596点
		評価段階	A
5	推薦理由		利用者個々の障害特性を十分に把握した適切な支援などを通じて、利用者・保護者との強力な信頼関係が構築・維持されている。 また、地元町会等関係団体の協力を得て施設まつりを行うなど地域社会とも良好な関係を構築している。 さらに、障害者(児)等の福祉推進に取り組む法人としての十分な適格性により、引き続き安定したサービスの確保と更なるサービス向上が期待できる。

I 施設及び指定管理者(候補者)概要

No.	項目		2	3	4
			江東区亀戸福祉園	江東区あすなろ作業所	江東区リバーハウス東砂
1	施設概要	サービス種別	生活介護、特定相談支援事業	就労継続支援B型、特定相談支援事業	共同生活援助、短期入所、緊急一時保護(区独自事業)
		所在地	江東区亀戸9-6-29	江東区東砂3-30-6 東砂福祉プラザ2・3階	江東区東砂3-30-6 東砂福祉プラザ1・4階
		敷地面積	1,329.0㎡	1,457.9㎡	1,457.9㎡
		延床面積	2,026.7㎡	682.6㎡	667.1㎡
		構造	鉄骨造 地上3階建て	鉄筋コンクリート造 地上4階建て	鉄筋コンクリート造 地上4階建て
		開設年月日	平成15年4月1日	昭和60年10月1日	平成9年4月1日 ※法内化は平成30年1月1日
2	指定管理者候補者の概要	名称	社会福祉法人 江東楓の会		
		所在地	江東区東陽4-8-10-202		
		設立	平成14年12月		
		事業内容	障害福祉サービス事業の経営、移動支援事業の経営、特定相談支援事業の経営		
		江東区での実績	公設民営障害者通所支援施設の運営(亀戸福祉園、あすなろ作業所) 公設民営共同生活援助・短期入所施設の運営(リバーハウス東砂) ワークセンターつばさ、第三あすなろ作業所、若竹作業所、高齢障害者通所施設さくら、グループホーム かえで、楓の会ヘルパーセンターの運営		
		プロフィール	平成14年12月、江東区手をつなぐ親の会が発起人となって、社会福祉法人としての認可を受ける。江東区の地域法人として上記施設の運営を行っている。		
3	指定期間		令和8年4月1日～令和13年3月31日		
4	審査結果	合計点 ※合計配点730点	598点	600点	585点
		評価段階	A	A	A
5	推薦理由		利用者個々の障害特性を十分に把握した適切な支援などを通じて、利用者・保護者との強力な信頼関係が構築・維持されている。 また、地元町会等関係団体の協力を得て施設まつりを行うなど地域社会とも良好な関係を構築している。 さらに、障害者(児)等の福祉推進に取り組む法人としての十分な適格性により、引き続き安定したサービスの確保と更なるサービス向上が期待できる。		

I 施設及び指定管理者(候補者)概要

No.	項目		5	
			江東区こども発達センター	江東区こども発達亀戸センター(分室)
1	施設概要	サービス種別	児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、特定・障害児相談支援事業、相談事業(区独自事業)	
		所在地	江東区塩浜2-5-20 塩浜福祉プラザ1・2・4階	江東区亀戸1-24-6 2階
		敷地面積	3,298.3㎡	2,878.4㎡
		延床面積	668.8㎡	580.0㎡
		構造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上5階	鉄骨造 地上3階建て
		開設年月日	平成5年4月1日	平成20年4月1日 ※令和6年10月1日扇橋から亀戸に移転
2	指定管理者候補者の概要	名称	特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所	
		所在地	文京区白山2-26-16-601	
		設立	平成12年10月(前身「長瀬総合療育研究所」)	
		事業内容	こどもや保護者などの療育・相談事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業等	
		江東区での実績	公設民営障害児通所支援施設の運営 (こども発達センター、こども発達亀戸センター)	
		プロフィール	平成12年10月に、特定非営利活動促進法に基づき設立された。法人の前身は、長瀬総合療育研究所(昭和59年7月設立)であり、区の委託を受け、平成3年4月から教育センターで「こどもの発達相談と指導の会」を、平成5年4月からはこども発達センターで通園事業及び相談事業を実施してきた。	
3	指定期間		令和8年4月1日～令和13年3月31日	
4	審査結果	合計点 ※合計配点730点	606点	
		評価段階	A	
5	推薦理由		利用者個々の障害特性を十分に把握した適切な支援などを通じて、利用者・保護者との強力な信頼関係が構築・維持されている。 また、地元町会等関係団体の協力を得て施設まつりを行うなど地域社会とも良好な関係を構築している。 さらに、障害者(児)等の福祉推進に取り組む法人としての十分な適格性により、引き続き安定したサービスの確保と更なるサービス向上が期待できる。	

Ⅱ 選定方法

1 非公募選定の方法

(1) 非公募選定の理由

- ① 運営にあたって利用者と支援者の強力な信頼関係が基礎になっている。運営事業者が変更になることにより利用者・家族に混乱が生じる恐れがある。
- ② 利用者個々の障害特性を十分把握し、適切な対応を行うことで、利用者と支援者の信頼関係が確立されている。
- ③ 利用者アンケートにおいても高い評価を得ており、年度評価や第三者評価の結果も良好である。

(2) 選定方法

ア 書類審査

法人から提出された書類について、事業計画書等をもとに総合的な審査を実施した。

イ 現地調査・ヒアリング

書類では確認が難しい内容（施設の運営状況等）について、現地調査及びヒアリングを実施した。

2 選定の経過

日 付	会 議 名	内 容
令和7年2月21日	第2回障害福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会	選定方法の検討
令和7年3月27日	第4回公の施設の指定管理者選定評価委員会	選定方法の決定
令和7年4月14日	第1回障害福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会	選定基準（案）、評価基準（案）の決定
令和7年5月13日	第2回公の施設の指定管理者選定評価委員会	選定基準、評価基準の決定
令和7年7月4日	第2回障害福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会	第一次審査採点結果、第二次審査概要
令和7年7月29日	第3回障害福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会	推薦候補者の選定

3 部会員名簿

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会障害福祉部所管施設専門部会

	職 名	氏 名
部会長	障害福祉部長	干泥 功夫
副部会長	福祉部長	岩井 健
部会員	障害者施策課長（令和7年4月から）	栗原 真一郎
	障害者施策課長（令和7年3月まで）	小林 愛
	障害者支援課長	工藤 充
	福祉課長	大町 里砂
	長寿応援課長（令和7年4月から）	岩崎 裕之
	長寿応援課長（令和7年3月まで）	伊藤 剛
外部有識者		

Ⅲ―1 第二あすなろ作業所選定結果

1 第一次審査（書類審査）の結果

評価項目		配点	平均 評価点
Ⅰ 法人（団体）の基本理念・運営方針			
1 法人（団体）の理念・基本方針			
①	法人（団体）の適格性があるか。		
②	法人（団体）の理念・基本方針が適切であるか。		
③	障害者の人権や障害者雇用に対する法人の方針が適切であるか。		
2 法人（団体）の財務・経営状況			
④	財務状況が健全であるか。		
⑤	事業経営全般が適正であるか。		
Ⅱ 施設の管理運営体制			
1 施設の運営管理			
⑥	責任体制（指揮命令系統）及び職務分担が明確であるか。		
2 人材の確保・育成			
⑦	安定的な人材確保及び離職防止に関する計画及び取り組みが適切であるか。		
⑧	職員の人材開発（教育・研修）に関する計画及び取り組みが適切であるか。		
3 職員の配置・勤務体制			
⑨	職員の配置（人員、経験年数等）が適切であるか。		
⑩	職員の勤務体制が適切であるか。		
⑪	職員のワークライフバランスの取り組みが適切であるか。		
⑫	職員の福利厚生・健康管理の取り組みが適切であるか。		
⑬	各種ハラスメント防止の取り組みが適切であるか。		
4 個人情報保護、人権尊重、虐待対応			
⑭	利用者の個人情報保護に関する取り組みが適切であるか。		

⑮	利用者の権利を守り個人の意思を尊重するための取り組みが適切であるか。
⑯	虐待防止に関する取り組みが適切であるか。
5 効率的な業務体制の確保	
⑰	効率的な施設運営を行うため、業務改善の取り組みが適切であるか。
6 苦情解決、利用者満足度	
⑱	利用者・利用者家族等からの苦情への対応・対策が適切であるか。
⑲	利用者満足度を把握し、施設運営に反映する取り組みが適切であるか。
7 安全・危機管理	
⑳	緊急時の対応等、利用者の安全確保のための取り組みが適切であるか。
㉑	防犯・防災対策の取り組みが適切であるか。
㉒	衛生管理の取り組みが適切であるか。
㉓	感染症の予防及び感染した場合の対応のための取り組みが適切であるか。
Ⅲ 事業運営計画（生活介護等）	
1 利用者本位のサービス	
㉔	利用者及び家族のニーズを把握するための取り組みが適切であるか。
㉕	利用者の自主性等を尊重した支援を提供する取り組みが適切であるか。
2 支援内容・支援方法	
㉖	利用者の障害特性等に合わせた支援を提供する取り組みが適切であるか。
㉗	利用者への支援内容・方法が適切であるか。
㉘	利用者の状況等を職員間で把握し共有するための取り組みが適切であるか。
㉙	利用者の状態に合わせた健康管理が適切であるか。
㉚	医療的ケアについての方針・考え方等が適切であるか。
㉛	個々の利用者に応じた食事提供方法が適切であるか。

3 利用者家族とのコミュニケーション			
③②	利用者家族と良好な関係を築くための取り組みが適切であるか。		
Ⅳ 事業運営計画（特定相談支援、障害児相談支援）			
1 事業運営			
③③	利用者の障害特性や状態に合わせた質の高い適切な支援であるか。		
Ⅴ 施設管理			
1 効率・効果的な施設管理			
③④	効率・効果的な施設管理（経費削減）が期待できるか。		
③⑤	施設の維持管理（修繕を含む）及び清掃業務等が適切であるか。		
③⑥	再委託業務の管理方法が適切であるか。		
Ⅵ その他			
1 地域等との連携			
③⑦	利用者と地域との関わりを大切にしているか。		
③⑧	関係機関や団体と連携を図っているか。		
③⑨	管理運営経費の収支計画が適切であるか。		
Ⅶ 再選定された場合の今後の取り組み			
1 再選定された場合の今後の取り組み			
④⑩	適正かつ効果的な管理運営のための取り組みが適切であるか。		
合計点		370	301.1

2 第二次審査（現地調査及びヒアリング）の結果

評価項目		配点	平均 評価点
Ⅰ 法人（団体）の基本理念・運営方針			
1 理念・運営方針、組織運営管理			
①	理念・基本方針が適切であるか。		
②	コンプライアンス（法令順守）の徹底が図られているか。		
Ⅱ 施設の管理運営等			
1 執務環境、業務の効率化			
③	職員の執務環境は適切であるか。		
④	業務の効率化に取り組んでいるか。		
2 利用者家族とのコミュニケーション			
⑤	苦情解決への仕組みがあるか。また、家族に周知されているか。		
⑥	利用者満足度を高める取り組みを行っているか。		
⑦	利用者家族と良好な関係を築くための取り組みを行っているか。		
3 個人情報保護、人権尊重、虐待対応			
⑧	利用者のプライバシー保護のための取り組みは適切であるか。		
⑨	個人情報の記録書類は適切に保管されているか。		
⑩	利用者個人の尊厳が尊重されているか。		
⑪	虐待の早期発見・迅速な対応への対策は適切であるか。		
4 安全・危機管理			
⑫	緊急時の対応等、利用者の安全確保のための取り組みは適切であるか。		
⑬	防犯・防災対策の取り組みは適切であるか。		
⑭	衛生管理の取り組みは適切であるか。		
5 利用者支援			
⑮	個別支援計画に基づく適切な支援をしているか。		
⑯	利用者に快適な施設生活を提供できているか。		
⑰	利用者へのサービス提供等の記録が適切であるか。		

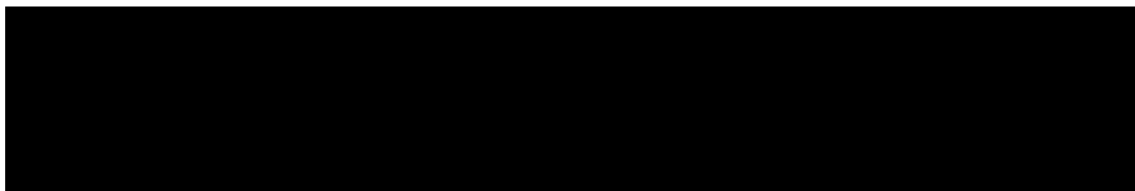
⑮	利用者情報について職員間で共有するための取り組みが適切であるか。		
6 施設管理			
⑰	施設の維持管理は適切であるか。		
7 地域・関係機関との交流と連携			
⑲	利用者と地域住民との関わりを持つ仕組みや工夫はあるか。		
㉑	医療機関や関係機関等と連携をとっているか。		
Ⅲ プレゼンテーション			
1 プレゼンテーション			
㉓	公の施設の管理者として公共性を意識しているか。		
㉔	実現性が高く、かつ区政の課題解決に繋がる事業計画であるか。		
㉕	プレゼンテーションが明確で分かりやすいか。		
合計点		360	294.6

3 事業計画書等に関する主な意見

審査項目	専門部会としての意見
I 法人（団体）の基本理念・運営方針	・障害者の福祉を推進する法人として、明確な理念・基本方針を掲げており、当該施設の指定管理者として適格である。 ・財務状況は概ね良好であり、経営が安定している。
II 施設の管理運営体制	・当該施設の管理運営方針が、障害者の福祉の向上を図るものであり、サービスの向上が期待できる。 ・権利擁護・虐待防止委員会を中心に、利用者の権利擁護や虐待防止に努め、周知や研修が行われている。 ・施設まつりにおいて、地元町会や関係団体等の協力を得るなど、地域社会との良好な関係がある。また、隣接する保育園と合同避難訓練の実施や、施設まつりへの招待等、良好な関係を築いている。
III 事業運営計画	・「ニアース！」ブランドによる表現活動を通じて自主性を尊重する支援体制や利用者の工賃向上につなげている。 ・利用者アンケートや面談などを通して利用者のニーズの把握に努め、利用者本位のサービスが提供されてい

	る。また、個々の障害特性に合わせた個別支援計画が策定され、利用者支援が適切に行われている。 ・保護者とも家族会や個別面談などを通して良好な関係を構築している。
IVその他、再選定された場合の今後の取り組み	・改善計画・収支計画等において、効率的な管理運営とサービス向上が見込める。 ・事業計画では、利用者一人ひとりの人権と意思を尊重した質の高い支援を実施するための施策が検討されており、今後も利用者満足度の高い施設運営を期待できる。 ・当該施設を継続して管理運営し、障害者福祉を増進する強い意欲がある。

4 財務状況審査



※詳細 次ページ参照

Ⅲ—2 亀戸福祉園選定結果

1 第一次審査（書類審査）の結果

評価項目		配点	平均 評価点
Ⅰ 法人（団体）の基本理念・運営方針			
1 法人（団体）の理念・基本方針			
①	法人（団体）の適格性があるか。		
②	法人（団体）の理念・基本方針が適切であるか。		
③	障害者の人権や障害者雇用に対する法人の方針が適切であるか。		
2 法人（団体）の財務・経営状況			
④	財務状況が健全であるか。		
⑤	事業経営全般が適正であるか。		
Ⅱ 施設の管理運営体制			
1 施設の運営管理			
⑥	責任体制（指揮命令系統）及び職務分担が明確であるか。		
2 人材の確保・育成			
⑦	安定的な人材確保及び離職防止に関する計画及び取り組みが適切であるか。		
⑧	職員の人材開発（教育・研修）に関する計画及び取り組みが適切であるか。		
3 職員の配置・勤務体制			
⑨	職員の配置（人員、経験年数等）が適切であるか。		
⑩	職員の勤務体制が適切であるか。		
⑪	職員のワークライフバランスの取り組みが適切であるか。		
⑫	職員の福利厚生・健康管理の取り組みが適切であるか。		
⑬	各種ハラスメント防止の取り組みが適切であるか。		
4 個人情報保護、人権尊重、虐待対応			
⑭	利用者の個人情報保護に関する取り組みが適切であるか。		

⑮	利用者の権利を守り個人の意思を尊重するための取り組みが適切であるか。
⑯	虐待防止に関する取り組みが適切であるか。
5 効率的な業務体制の確保	
⑰	効率的な施設運営を行うため、業務改善の取り組みが適切であるか。
6 苦情解決、利用者満足度	
⑱	利用者・利用者家族等からの苦情への対応・対策が適切であるか。
⑲	利用者満足度を把握し、施設運営に反映する取り組みが適切であるか。
7 安全・危機管理	
⑳	緊急時の対応等、利用者の安全確保のための取り組みが適切であるか。
㉑	防犯・防災対策の取り組みが適切であるか。
㉒	衛生管理の取り組みが適切であるか。
㉓	感染症の予防及び感染した場合の対応のための取り組みが適切であるか。
Ⅲ 事業運営計画（生活介護等）	
1 利用者本位のサービス	
㉔	利用者及び家族のニーズを把握するための取り組みが適切であるか。
㉕	利用者の自主性等を尊重した支援を提供する取り組みが適切であるか。
2 支援内容・支援方法	
㉖	利用者の障害特性等に合わせた支援を提供する取り組みが適切であるか。
㉗	利用者への支援内容・方法が適切であるか。
㉘	利用者の状況等を職員間で把握し共有するための取り組みが適切であるか。
㉙	利用者の状態に合わせた健康管理が適切であるか。
㉚	医療的ケアについての方針・考え方等が適切であるか。
㉛	個々の利用者に応じた食事提供方法が適切であるか。

3 利用者家族とのコミュニケーション			
③②	利用者家族と良好な関係を築くための取り組みが適切であるか。		
Ⅳ 事業運営計画（特定相談支援、障害児相談支援）			
1 事業運営			
③③	利用者の障害特性や状態に合わせた質の高い適切な支援であるか。		
Ⅴ 施設管理			
1 効率・効果的な施設管理			
③④	効率・効果的な施設管理（経費削減）が期待できるか。		
③⑤	施設の維持管理（修繕を含む）及び清掃業務等が適切であるか。		
③⑥	再委託業務の管理方法が適切であるか。		
Ⅵ その他			
1 地域等との連携			
③⑦	利用者と地域との関わりを大切にしているか。		
③⑧	関係機関や団体と連携を図っているか。		
③⑨	管理運営経費の収支計画が適切であるか。		
Ⅶ 再選定された場合の今後の取り組み			
1 再選定された場合の今後の取り組み			
④⑩	適正かつ効果的な管理運営のための取り組みが適切であるか。		
合計点		370	295.8

2 第二次審査（現地調査及びヒアリング）の結果

評価項目		配点	平均 評価点
Ⅰ 法人（団体）の基本理念・運営方針			
1 理念・運営方針、組織運営管理			
①	理念・基本方針が適切であるか。		
②	コンプライアンス（法令順守）の徹底が図られているか。		
Ⅱ 施設の管理運営等			
1 執務環境、業務の効率化			
③	職員の執務環境は適切であるか。		
④	業務の効率化に取り組んでいるか。		
2 利用者家族とのコミュニケーション			
⑤	苦情解決への仕組みがあるか。また、家族に周知されているか。		
⑥	利用者満足度を高める取り組みを行っているか。		
⑦	利用者家族と良好な関係を築くための取り組みを行っているか。		
3 個人情報保護、人権尊重、虐待対応			
⑧	利用者のプライバシー保護のための取り組みは適切であるか。		
⑨	個人情報の記録書類は適切に保管されているか。		
⑩	利用者個人の尊厳が尊重されているか。		
⑪	虐待の早期発見・迅速な対応への対策は適切であるか。		
4 安全・危機管理			
⑫	緊急時の対応等、利用者の安全確保のための取り組みは適切であるか。		
⑬	防犯・防災対策の取り組みは適切であるか。		
⑭	衛生管理の取り組みは適切であるか。		
5 利用者支援			
⑮	個別支援計画に基づく適切な支援をしているか。		
⑯	利用者に快適な施設生活を提供できているか。		
⑰	利用者へのサービス提供等の記録が適切であるか。		

⑮	利用者情報について職員間で共有するための取り組みが適切であるか。		
6 施設管理			
⑰	施設の維持管理は適切であるか。		
7 地域・関係機関との交流と連携			
⑲	利用者と地域住民との関わりを持つ仕組みや工夫はあるか。		
㉑	医療機関や関係機関等と連携をとっているか。		
Ⅲ プレゼンテーション			
1 プレゼンテーション			
㉓	公の施設の管理者として公共性を意識しているか。		
㉕	実現性が高く、かつ区政の課題解決に繋がる事業計画であるか。		
㉗	プレゼンテーションが明確で分かりやすいか。		
合計点		360	302.0

3 事業計画書等に関する主な意見

審査項目	専門部会としての意見
I 法人（団体）の基本理念・運営方針	・障害者の福祉を推進する法人として、明確な理念・基本方針を掲げており、当該施設の指定管理者として適格である。 ・財務状況は概ね良好であり、経営が安定している。
II 施設の管理運営体制	・当該施設の管理運営方針が、障害者の福祉の向上を図るものであり、サービスの向上が期待できる。 ・倫理綱領及び職員行動規範を定め、利用者の権利擁護や虐待防止に努めている。 ・施設まつりにおいて関係団体等の協力を得るなど、地域社会との良好な関係がある。
III 事業運営計画	・利用者に自己選択できる機会を多く取り入れたりするなど、利用者本位のサービスが提供されている。また、個々の障害特性に合わせた支援が適切に行われている。 ・保護者とも家族会や個別面談などを通して良好な関係を構築している。
IV その他、再選定された場合の今後の取り組み	・改善計画・収支計画等において、効率的な管理運営とサービス向上が見込める。

	・親亡き後の生活については、現段階から取り組むことで今後の生活の変化があつた際に対応できるよう相談支援事業と連携をとり、利用者とその家族にとって安心できるよう支援を行うことが期待できる。 ・当該施設を継続して管理運営し、障害者福祉を増進する強い意欲がある。
--	---

4 財務状況審査



※詳細 次ページ参照

Ⅲ―3 あすなろ作業所選定結果

1 第一次審査（書類審査）の結果

評価項目		配点	平均 評価点
Ⅰ 法人（団体）の基本理念・運営方針			
1 法人（団体）の理念・基本方針			
①	法人（団体）の適格性があるか。		
②	法人（団体）の理念・基本方針が適切であるか。		
③	障害者の人権や障害者雇用に対する法人の方針が適切であるか。		
2 法人（団体）の財務・経営状況			
④	財務状況が健全であるか。		
⑤	事業経営全般が適正であるか。		
Ⅱ 施設の管理運営体制			
1 施設の運営管理			
⑥	責任体制（指揮命令系統）及び職務分担が明確であるか。		
2 人材の確保・育成			
⑦	安定的な人材確保及び離職防止に関する計画及び取り組みが適切であるか。		
⑧	職員の人材開発（教育・研修）に関する計画及び取り組みが適切であるか。		
3 職員の配置・勤務体制			
⑨	職員の配置（人員、経験年数等）が適切であるか。		
⑩	職員の勤務体制が適切であるか。		
⑪	職員のワークライフバランスの取り組みが適切であるか。		
⑫	職員の福利厚生・健康管理の取り組みが適切であるか。		
⑬	各種ハラスメント防止の取り組みが適切であるか。		
4 個人情報保護、人権尊重、虐待対応			
⑭	利用者の個人情報保護に関する取り組みが適切であるか。		

⑮	利用者の権利を守り個人の意思を尊重するための取り組みが適切であるか。
⑯	虐待防止に関する取り組みが適切であるか。
5 効率的な業務体制の確保	
⑰	効率的な施設運営を行うため、業務改善の取り組みが適切であるか。
6 苦情解決、利用者満足度	
⑱	利用者・利用者家族等からの苦情への対応・対策が適切であるか。
⑲	利用者満足度を把握し、施設運営に反映する取り組みが適切であるか。
7 安全・危機管理	
⑳	緊急時の対応等、利用者の安全確保のための取り組みが適切であるか。
㉑	防犯・防災対策の取り組みが適切であるか。
㉒	衛生管理の取り組みが適切であるか。
㉓	感染症の予防及び感染した場合の対応のための取組みが適切であるか。
Ⅲ 事業運営計画（生活介護等）	
1 利用者本位のサービス	
㉔	利用者及び家族のニーズを把握するための取り組みが適切であるか。
㉕	利用者の自主性等を尊重した支援を提供する取り組みが適切であるか。
2 支援内容・支援方法	
㉖	利用者の障害特性等に合わせた支援を提供する取り組みが適切であるか。
㉗	利用者への支援内容・方法が適切であるか。
㉘	利用者の状況等を職員間で把握し共有するための取り組みが適切であるか。
㉙	利用者の状態に合わせた健康管理が適切であるか。
㉚	医療的ケアについての方針・考え方等が適切であるか。
㉛	個々の利用者に応じた食事提供方法が適切であるか。

3 利用者家族とのコミュニケーション		
③②	利用者家族と良好な関係を築くための取り組みが適切であるか。	
Ⅳ 事業運営計画（特定相談支援、障害児相談支援）		
1 事業運営		
③③	利用者の障害特性や状態に合わせた質の高い適切な支援であるか。	
Ⅴ 施設管理		
1 効率・効果的な施設管理		
③④	効率・効果的な施設管理（経費削減）が期待できるか。	
③⑤	施設の維持管理（修繕を含む）及び清掃業務等が適切であるか。	
③⑥	再委託業務の管理方法が適切であるか。	
Ⅵ その他		
1 地域等との連携		
③⑦	利用者と地域との関わりを大切にしているか。	
③⑧	関係機関や団体と連携を図っているか。	
③⑨	管理運営経費の収支計画が適切であるか。	
Ⅶ 再選定された場合の今後の取り組み		
1 再選定された場合の今後の取り組み		
④⑩	適正かつ効果的な管理運営のための取り組みが適切であるか。	
合計点		370295.1

2 第二次審査（現地調査及びヒアリング）の結果

評価項目		配点	平均 評価点
Ⅰ 法人（団体）の基本理念・運営方針			
1 理念・運営方針、組織運営管理			
①	理念・基本方針が適切であるか。		
②	コンプライアンス（法令順守）の徹底が図られているか。		
Ⅱ 施設の管理運営等			
1 執務環境、業務の効率化			
③	職員の執務環境は適切であるか。		
④	業務の効率化に取り組んでいるか。		
2 利用者家族とのコミュニケーション			
⑤	苦情解決への仕組みがあるか。また、家族に周知されているか。		
⑥	利用者満足度を高める取り組みを行っているか。		
⑦	利用者家族と良好な関係を築くための取り組みを行っているか。		
3 個人情報保護、人権尊重、虐待対応			
⑧	利用者のプライバシー保護のための取り組みは適切であるか。		
⑨	個人情報の記録書類は適切に保管されているか。		
⑩	利用者個人の尊厳が尊重されているか。		
⑪	虐待の早期発見・迅速な対応への対策は適切であるか。		
4 安全・危機管理			
⑫	緊急時の対応等、利用者の安全確保のための取り組みは適切であるか。		
⑬	防犯・防災対策の取り組みは適切であるか。		
⑭	衛生管理の取り組みは適切であるか。		
5 利用者支援			
⑮	個別支援計画に基づく適切な支援をしているか。		
⑯	利用者に快適な施設生活を提供できているか。		
⑰	利用者へのサービス提供等の記録が適切であるか。		

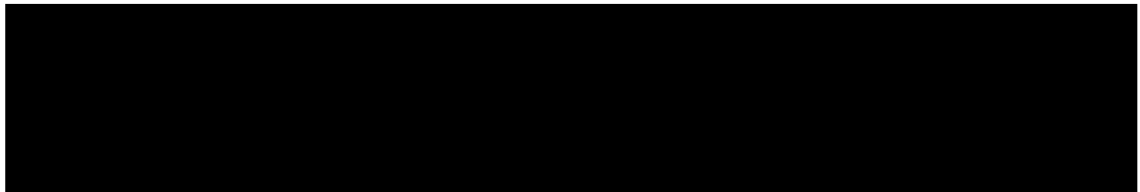
⑮	利用者情報について職員間で共有するための取り組みが適切であるか。		
6 施設管理			
⑯	施設の維持管理は適切であるか。		
7 地域・関係機関との交流と連携			
⑰	利用者と地域住民との関わりを持つ仕組みや工夫はあるか。		
⑱	医療機関や関係機関等と連携をとっているか。		
Ⅲ プレゼンテーション			
1 プレゼンテーション			
⑳	公の施設の管理者として公共性を意識しているか。		
㉑	実現性が高く、かつ区政の課題解決に繋がる事業計画であるか。		
㉒	プレゼンテーションが明確で分かりやすいか。		
合計点		360	305.3

3 事業計画書等に関する主な意見

審査項目	専門部会としての意見
I 法人（団体）の基本理念・運営方針	・障害者の福祉を推進する法人として、明確な理念・基本方針を掲げており、当該施設の指定管理者として適格である。 ・財務状況は概ね良好であり、経営が安定している。
II 施設の管理運営体制	・当該施設の管理運営方針が、障害者の福祉の向上を図るものであり、サービスの向上が期待できる。 ・倫理綱領及び職員行動規範を定め、利用者の権利擁護や虐待防止に努めている。 ・施設まつりにおいて関係団体等の協力を得るなど、地域社会との良好な関係がある。
III 事業運営計画	・利用者に自己選択できる機会を多く取り入れたりするなど、利用者本位のサービスが提供されている。また、個々の障害特性に合わせた支援が適切に行われている。 ・保護者とも家族会や個別面談などを通して良好な関係を構築している。
IV その他、再選定された場合の今後の取り組み	・改善計画・収支計画等において、効率的な管理運営とサービス向上が見込める。

	・親亡き後の生活については、現段階から取り組むことで今後の生活の変化があつた際に対応できるよう相談支援事業と連携をとり、利用者とその家族にとって安心できるよう支援を行うことが期待できる。 ・当該施設を継続して管理運営し、障害者福祉を増進する強い意欲がある。
--	---

4 財務状況審査



※詳細 次ページ参照

Ⅲー4 リバーハウス東砂選定結果

1 第一次審査（書類審査）の結果

評 価 項 目		配 点	平均 評価点
Ⅰ 法人（団体）の基本理念・運営方針			
1 法人（団体）の理念・基本方針			
①	法人（団体）の適格性があるか。		
②	法人（団体）の理念・基本方針が適切であるか。		
③	障害者の人権や障害者雇用に対する法人の方針が適切であるか。		
2 法人（団体）の財務・経営状況			
④	財務状況が健全であるか。		
⑤	事業経営全般が適正であるか。		
Ⅱ 施設の管理運営体制			
1 施設の運営管理			
⑥	責任体制（指揮命令系統）及び職務分担が明確であるか。		
2 人材の確保・育成			
⑦	安定的な人材確保及び離職防止に関する計画及び取り組みが適切であるか。		
⑧	職員の人材開発（教育・研修）に関する計画及び取り組みが適切であるか。		
3 職員の配置・勤務体制			
⑨	職員の配置（人員、経験年数等）が適切であるか。		
⑩	職員の勤務体制が適切であるか。		
⑪	職員のワークライフバランスの取り組みが適切であるか。		
⑫	職員の福利厚生・健康管理の取り組みが適切であるか。		
⑬	各種ハラスメント防止の取り組みが適切であるか。		
4 個人情報保護、人権尊重、虐待対応			
⑭	利用者の個人情報保護に関する取り組みが適切であるか。		

⑮	利用者の権利を守り個人の意思を尊重するための取り組みが適切であるか。
⑯	虐待防止に関する取り組みが適切であるか。
5 効率的な業務体制の確保	
⑰	効率的な施設運営を行うため、業務改善の取り組みが適切であるか。
6 苦情解決、利用者満足度	
⑱	利用者・利用者家族等からの苦情への対応・対策が適切であるか。
⑲	利用者満足度を把握し、施設運営に反映する取り組みが適切であるか。
7 安全・危機管理	
⑳	緊急時の対応等、利用者の安全確保のための取り組みが適切であるか。
㉑	防犯・防災対策の取り組みが適切であるか。
㉒	衛生管理の取り組みが適切であるか。
㉓	感染症の予防及び感染した場合の対応のための取り組みが適切であるか。
Ⅲ 事業運営計画（生活介護等）	
1 利用者本位のサービス	
㉔	利用者及び家族のニーズを把握するための取り組みが適切であるか。
㉕	利用者の自主性等を尊重した支援を提供する取り組みが適切であるか。
2 支援内容・支援方法	
㉖	利用者の障害特性等に合わせた支援を提供する取り組みが適切であるか。
㉗	利用者への支援内容・方法が適切であるか。
㉘	利用者の状況等を職員間で把握し共有するための取り組みが適切であるか。
㉙	利用者の状態に合わせた健康管理が適切であるか。
㉚	医療的ケアについての方針・考え方等が適切であるか。
㉛	個々の利用者に応じた食事提供方法が適切であるか。

3 利用者家族とのコミュニケーション			
③②	利用者家族と良好な関係を築くための取り組みが適切であるか。		
IV 事業運営計画（特定相談支援、障害児相談支援）			
1 事業運営			
③③	利用者の障害特性や状態に合わせた質の高い適切な支援であるか。		
V 施設管理			
1 効率・効果的な施設管理			
③④	効率・効果的な施設管理（経費削減）が期待できるか。		
③⑤	施設の維持管理（修繕を含む）及び清掃業務等が適切であるか。		
③⑥	再委託業務の管理方法が適切であるか。		
VI その他			
1 地域等との連携			
③⑦	利用者と地域との関わりを大切にしているか。		
③⑧	関係機関や団体と連携を図っているか。		
③⑨	管理運営経費の収支計画が適切であるか。		
VII 再選定された場合の今後の取り組み			
1 再選定された場合の今後の取り組み			
④⑩	適正かつ効果的な管理運営のための取り組みが適切であるか。		
合計点		370	289.6

2 第二次審査（現地調査及びヒアリング）の結果

評 価 項 目		配 点	平均 評価点
Ⅰ 法人（団体）の基本理念・運営方針			
1 理念・運営方針、組織運営管理			
①	理念・基本方針が適切であるか。		
②	コンプライアンス（法令順守）の徹底が図られているか。		
Ⅱ 施設の管理運営等			
1 執務環境、業務の効率化			
③	職員の執務環境は適切であるか。		
④	業務の効率化に取り組んでいるか。		
2 利用者家族とのコミュニケーション			
⑤	苦情解決への仕組みがあるか。また、家族に周知されているか。		
⑥	利用者満足度を高める取り組みを行っているか。		
⑦	利用者家族と良好な関係を築くための取り組みを行っているか。		
3 個人情報保護、人権尊重、虐待対応			
⑧	利用者のプライバシー保護のための取り組みは適切であるか。		
⑨	個人情報の記録書類は適切に保管されているか。		
⑩	利用者個人の尊厳が尊重されているか。		
⑪	虐待の早期発見・迅速な対応への対策は適切であるか。		
4 安全・危機管理			
⑫	緊急時の対応等、利用者の安全確保のための取り組みは適切であるか。		
⑬	防犯・防災対策の取り組みは適切であるか。		
⑭	衛生管理の取り組みは適切であるか。		
5 利用者支援			
⑮	個別支援計画に基づく適切な支援をしているか。		
⑯	利用者に快適な施設生活を提供できているか。		
⑰	利用者へのサービス提供等の記録が適切であるか。		

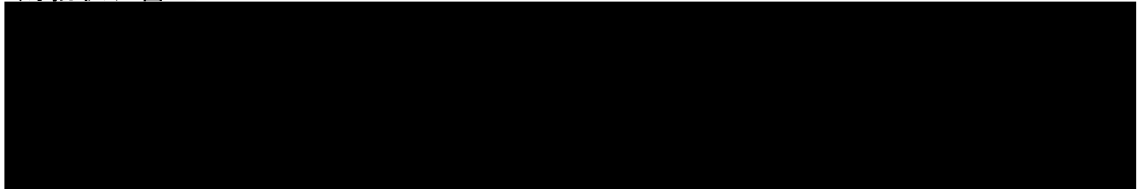
⑮	利用者情報について職員間で共有するための取り組みが適切であるか。		
6 施設管理			
⑰	施設の維持管理は適切であるか。		
7 地域・関係機関との交流と連携			
⑲	利用者と地域住民との関わりを持つ仕組みや工夫はあるか。		
⑳	医療機関や関係機関等と連携をとっているか。		
Ⅲ プレゼンテーション			
1 プレゼンテーション			
㉒	公の施設の管理者として公共性を意識しているか。		
㉓	実現性が高く、かつ区政の課題解決に繋がる事業計画であるか。		
㉔	プレゼンテーションが明確で分かりやすいか。		
合計点		360	295.3

3 事業計画書等に関する主な意見

審査項目	専門部会としての意見
I 法人（団体）の基本理念・運営方針	・障害者の福祉を推進する法人として、明確な理念・基本方針を掲げており、当該施設の指定管理者として適格である。 ・財務状況は概ね良好であり、経営が安定している。
II 施設の管理運営体制	・当該施設の管理運営方針が、障害者の福祉の向上を図るものであり、サービスの向上が期待できる。 ・倫理綱領及び職員行動規範を定め、利用者の権利擁護や虐待防止に努めている。 ・共同生活援助、短期入所及び緊急一時保護の3事業を365日安定した運営を行っている。
III 事業運営計画	・利用者に自己選択できる機会を多く取り入れたりするなど、利用者本位のサービスが提供されている。また、個々の障害特性に合わせた支援が適切に行われている。 ・保護者とも個別面談などを通して良好な関係を構築している。
IV その他、再選定された場合の今後の取り組み	・改善計画・収支計画等において、効率的な管理運営とサービス向上が見込める。 ・利用者支援においては、特定相談支援事業所をはじめ、

	各利用者の通所する事業所との連携を図ることで、利用者と家族にとって安心できる施設運営が期待できる。 ・当該施設を継続して管理運営し、障害者福祉を増進する強い意欲がある。
--	---

4 財務状況審査



※詳細 次ページ参照

Ⅲ—5 こども発達センター選定結果

1 第一次審査（書類審査）の結果

評 価 項 目		配 点	平均 評価点
Ⅰ 法人（団体）の基本理念・運営方針			
1 法人（団体）の理念・基本方針			
①	法人（団体）の適格性があるか。		
②	法人（団体）の理念・基本方針が適切であるか。		
③	障害者の人権や障害者雇用に対する法人の方針が適切であるか。		
2 法人（団体）の財務・経営状況			
④	財務状況が健全であるか。		
⑤	事業経営全般が適正であるか。		
Ⅱ 施設の管理運営体制			
1 施設の運営管理			
⑥	責任体制（指揮命令系統）及び職務分担が明確であるか。		
2 人材の確保・育成			
⑦	安定的な人材確保及び離職防止に関する計画及び取り組みが適切であるか。		
⑧	職員の人材開発（教育・研修）に関する計画及び取り組みが適切であるか。		
3 職員の配置・勤務体制			
⑨	職員の配置（人員、経験年数等）が適切であるか。		
⑩	職員の勤務体制が適切であるか。		
⑪	職員のワークライフバランスの取り組みが適切であるか。		
⑫	職員の福利厚生・健康管理の取り組みが適切であるか。		
⑬	各種ハラスメント防止の取り組みが適切であるか。		
4 個人情報保護、人権尊重、虐待対応			
⑭	利用者の個人情報保護に関する取り組みが適切であるか。		

⑮	利用者の権利を守り個人の意思を尊重するための取り組みが適切であるか。
⑯	虐待防止に関する取り組みが適切であるか。
5 効率的な業務体制の確保	
⑰	効率的な施設運営を行うため、業務改善の取り組みが適切であるか。
6 苦情解決、利用者満足度	
⑱	利用者・利用者家族等からの苦情への対応・対策が適切であるか。
⑲	利用者満足度を把握し、施設運営に反映する取り組みが適切であるか。
7 安全・危機管理	
㉔	緊急時の対応等、利用者の安全確保のための取り組みが適切であるか。
㉕	防犯・防災対策の取り組みが適切であるか。
㉖	衛生管理の取り組みが適切であるか。
㉗	感染症の予防及び感染した場合の対応のための取組みが適切であるか。
Ⅲ 事業運営計画（生活介護等）	
1 利用者本位のサービス	
㉘	利用者及び家族のニーズを把握するための取り組みが適切であるか。
㉙	利用者の自主性等を尊重した支援を提供する取り組みが適切であるか。
2 支援内容・支援方法	
㉚	利用者の障害特性等に合わせた支援を提供する取り組みが適切であるか。
㉛	利用者への支援内容・方法が適切であるか。
㉜	利用者の状況等を職員間で把握し共有するための取り組みが適切であるか。
㉝	利用者の状態に合わせた健康管理が適切であるか。
㉞	医療的ケアについての方針・考え方等が適切であるか。
㉟	個々の利用者に応じた食事提供方法が適切であるか。

3 利用者家族とのコミュニケーション			
③②	利用者家族と良好な関係を築くための取り組みが適切であるか。		
Ⅳ 事業運営計画（特定相談支援、障害児相談支援）			
1 事業運営			
③③	利用者の障害特性や状態に合わせた質の高い適切な支援であるか。		
Ⅴ 施設管理			
1 効率・効果的な施設管理			
③④	効率・効果的な施設管理（経費削減）が期待できるか。		
③⑤	施設の維持管理（修繕を含む）及び清掃業務等が適切であるか。		
③⑥	再委託業務の管理方法が適切であるか。		
Ⅵ その他			
1 地域等との連携			
③⑦	利用者と地域との関わりを大切にしているか。		
③⑧	関係機関や団体と連携を図っているか。		
③⑨	管理運営経費の収支計画が適切であるか。		
Ⅶ 再選定された場合の今後の取り組み			
1 再選定された場合の今後の取り組み			
④⑩	適正かつ効果的な管理運営のための取り組みが適切であるか。		
合計点		370	301.1

2 第二次審査（現地調査及びヒアリング）の結果

評 価 項 目		配 点	平均 評価点		
Ⅰ 法人（団体）の基本理念・運営方針					
1 理念・運営方針、組織運営管理					
①	理念・基本方針が適切であるか。				
②	コンプライアンス（法令順守）の徹底が図られているか。				
Ⅱ 施設の管理運営等					
1 執務環境、業務の効率化					
③	職員の執務環境は適切であるか。				
④	業務の効率化に取り組んでいるか。				
2 利用者家族とのコミュニケーション					
⑤	苦情解決への仕組みがあるか。また、家族に周知されているか。				
⑥	利用者満足度を高める取り組みを行っているか。				
⑦	利用者家族と良好な関係を築くための取り組みを行っているか。				
3 個人情報保護、人権尊重、虐待対応					
⑧	利用者のプライバシー保護のための取り組みは適切であるか。				
⑨	個人情報の記録書類は適切に保管されているか。				
⑩	利用者個人の尊厳が尊重されているか。				
⑪	虐待の早期発見・迅速な対応への対策は適切であるか。				
4 安全・危機管理					
⑫	緊急時の対応等、利用者の安全確保のための取り組みは適切であるか。				
⑬	防犯・防災対策の取り組みは適切であるか。				
⑭	衛生管理の取り組みは適切であるか。				
5 利用者支援					
⑮	個別支援計画に基づく適切な支援をしているか。				
⑯	利用者に快適な施設生活を提供できているか。				
⑰	利用者へのサービス提供等の記録が適切であるか。				

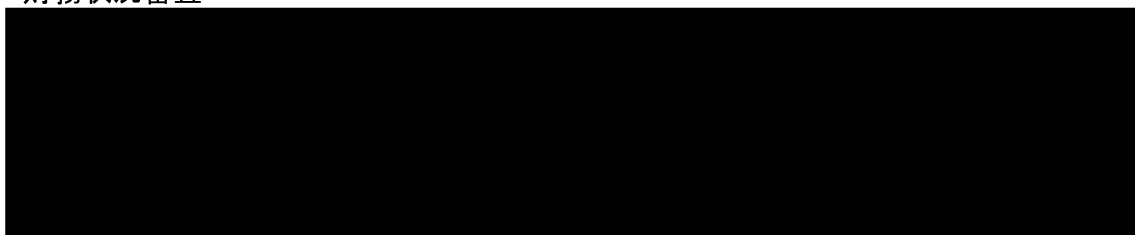
⑮	利用者情報について職員間で共有するための取り組みが適切であるか。		
6 施設管理			
⑯	施設の維持管理は適切であるか。		
7 地域・関係機関との交流と連携			
⑰	利用者と地域住民との関わりを持つ仕組みや工夫はあるか。		
⑱	医療機関や関係機関等と連携をとっているか。		
Ⅲ プレゼンテーション			
1 プレゼンテーション			
⑳	公の施設の管理者として公共性を意識しているか。		
㉑	実現性が高く、かつ区政の課題解決に繋がる事業計画であるか。		
㉒	プレゼンテーションが明確で分かりやすいか。		
合計点		360	305.3

3 事業計画書等に関する主な意見

審査項目	専門部会としての意見
I 法人（団体）の基本理念・運営方針	・障害児の福祉を推進する法人として、明確な理念・基本方針を掲げており、当該施設の指定管理者として適格である。 ・財務状況は概ね良好であり、経営が安定している。
II 施設の管理運営体制	・当該施設の管理運営方針が、障害児の福祉の向上を図るものであり、サービスの向上が期待できる。 ・倫理綱領及び行動規範を定めて利用者の権利擁護に努めている。また研修会を開催し、虐待を未然に防ぐ取り組みがある。 ・塩浜福祉プラザの施設まつりに参加し地域との交流を深めたり、区立保育園と交流保育を実施したりするなど、地域社会との良好な関係を構築している。
III 事業運営計画	・保護者への療育支援の調査や子どもの行動観察等を通じてニーズを把握し、個々の障害特性に合わせた支援が適切に行われている。また、多様な専門職を配置することで、発達支援の多様な側面の相談ができる場を設けている。 ・親子合同療育や保護者懇談会、個別面談などを通し

	て保護者と良好な関係を構築している。また、保護者に対してペアレントトレーニング技法を導入し、親子の良好な関係形成についても支援をしている。
IVその他、再選定された場合の今後の取り組み	・事業計画では、事業の拡充や新たな事業展開について検討されており、今後も利用者満足度の高い施設運営を期待できる。 ・当該施設を継続して管理運営し、障害児福祉を増進する強い意欲がある。

4 財務状況審査



※詳細 次ページ参照

令和7年7月29日

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
障害福祉部所管施設専門部会 部会長 殿

江東区東砂福祉園及び障害者（児）施設
指定管理者候補者の推薦に対する意見について

江東区公の施設の指定管理者選定評価委員会障害福祉部所管施設専門部会から求められた指定管理者候補者の推薦について、次のとおり意見を述べます。

1 公募施設（江東区東砂福祉園）の指定管理者候補者の推薦について

（1）選定手順について

候補者の選定手続きは、第一次審査及び第二次審査とも募集要項及び選定基準、評価基準に基づき適正に実施されたと判断します。

（2）法人について

今回推薦された社会福祉法人江東楓の会は、8割以上の評価を得ており、運営法人として適切であると判断します。

2 非公募施設（障害者（児）施設）の指定管理者候補者の推薦について

（1）選定手順について

候補者の選定手続きは、第一次審査及び第二次審査とも選定基準及び評価基準に基づき適正に実施されたと判断します。

（2）法人について

今回推薦された障害者（児）施設の運営法人は、全法人とも8割以上の評価を得ており、運営法人として適切であると判断します。

氏名